

## 国の基本指針について

### 1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（H30～R2年度）における国が定めた成果目標

成果目標	目標値等
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	福祉施設を退所し地域で暮らす障害者数 施設入所者数(H28末)の9%以上が地域生活に移行を基本とする。
	施設入所者数の削減 施設入所者数(H28末)の2%以上を削減することを基本とする。
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	市町村ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置(複数市町村による共同設置可)
	精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値設定
	精神病床における退院率 3か月69%以上、6か月84%以上、1年90%以上
3 地域生活支援拠点の整備	市町村または圏域に1か所以上整備
4 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者(H28実績)の1.5倍以上を基本とする。
	就労移行支援事業所の利用者数(H28末)から2割以上増加
	就労支援事業所利用者の就労移行率3割以上の事業所が全体の5割以上(※国で取扱検討中)
	就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。
5 障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを市町村に1か所以上設置
	市町村において保育所等訪問支援の体制構築
	重症心身障害児のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」を市町村に1か所以上確保(圏域での確保も可)
	市町村において医療的ケア児支援のため関係機関等が連携するための協議の場の設置(県が関与したうえで圏域での設置可)

### 2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（R3～R5年度）の基本的理念

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害者の社会参加を支える取組

### 3 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（R3～R5年度）における国が定めた成果目標

成果目標	目標値等	摘要
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	福祉施設を退所し地域で暮らす障害者数 施設入所者数(R1末)の6%以上が地域生活に移行を基本とする。	
	施設入所者数の削減 施設入所者数(R1末)の1.6%以上を削減することを基本とする。	
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを基本とする。	新規
	精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値設定	
	精神病床における退院率 3か月69%以上、6か月86%以上、1年92%以上	
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	市町村または圏域に1か所以上整備 年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。	期限延長
4 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者(R1実績)の1.27倍以上を基本とする。	
	就労移行支援事業から一般就労への移行者(R1実績)の1.3倍以上を基本とする。	
	就労継続支援A型・B型から一般就労への移行者(R1実績)のそれぞれ1.26倍・1.23倍以上を基本とする。	新規
	一般就労移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	新規
5 障害児支援の提供体制の整備等	就労定着支援事業において就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	新規
	児童発達支援センターを市町村に1か所以上設置(圏域での設置も可)	期限延長
	市町村において保育所等訪問支援の体制構築	
	重症心身障害児のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」を市町村に1か所以上確保(圏域での確保も可)	
6 相談支援体制の充実・強化等	都道府県、圏域及び市町村に保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携するための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。	新規
	市町村又は圏域に相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	新規
7 障害福祉サービス等の質の向上	都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	新規